

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
1	要求水準書（案）	7	第2	3	(1)	ア		設計・施工業務 2系水処理棟の改造	<p>躯体の改造がある場合に構造的な安全性を照査するため、2系水処理棟の設計図書（構造計算書含む）を提示願います。また、安全確認の基準としては建設時点の構造計算を基に行い、構造体の経年劣化はないものとして構造安全性の検証を行うことで宜しいでしょうか。構造体の健全性の調査は実施しないものと考えて宜しいでしょうか。必要場合は現状どれだけ劣化しているか事業者では不明であるため、劣化状態を提示願います。</p>	<p>事業者が施設の現況を確認の上、その結果に基づき、費用負担を含め本市と対応を協議することになります。</p> <p>入札公告後に現地見学の機会を設けますので、劣化状態は現地見学で確認した結果にて、調査内容及び数量をご提案下さい。</p> <p>なお、希望者に対して、下記の参考図書を貸与します。借用方法はホームページを確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実設計（土木）構造計算書 生物反応槽 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実設計（土木）構造計算書 最初沈殿池 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実設計（土木）構造計算書 最終沈殿池 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実設計（建築）構造計算書 生物反応槽 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実設計（建築）構造計算書 最初沈殿池 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実設計（建築）構造計算書 最終沈殿池
2	要求水準書（案）	8	第2	3	(1)	ア	表2-2	土木施設 2系水処理棟の改造	<p>2系水処理棟の改造前に水槽に水張り、漏水が見られた場合は、貴市の責任で漏水箇所の止水処置を実施頂けるものと考えますが宜しいでしょうか。</p>	<p>実施設計時に行う調査結果をもとに、費用負担を含め対応について本市と協議することになります。</p> <p>なお、事業者が必要と判断した場合は、水張試験を実施していただいて構いません。</p>
3	要求水準書（案）	8	第2	3	(1)	ア	表2-2	土木施設 連絡配管廊	<p>「漏水等を防止するための補修を実施」とありますが、P.36/エ 連絡配管廊/(ア)に記載のとおり、再度調査のうえ「漏水からケーブル類を保護できるような対策を行う」ことと読み替えて宜しいでしょうか。</p> <p>読み替え不可の場合、既存連絡配管廊の漏水対策として既存クラックの補修工事を行ったとしても、地中内の連絡通路という特性上、コンクリートクラックからの漏水を完全に止めることは困難と考えます。本事業では、再度調査を行い調査結果に基づき貴市と合意した数量の漏水対策作業を行います。調査結果と別紙3-5に示す補修数量に差異が生じた場合は、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>また、合意した補修対策作業を実施後、更に対策が必要となった場合、貴市負担にて補修を行うものと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>もしくは、既存施設であり、沈下も起きていることから、クラックの発生は想定することはできないため、本工事は工事範囲から除外いただけないでしょうか。</p>	<p>要求水準書（案）第4 2（3）エ（ア）の「漏水対策等の検討結果（別紙3-5）も参考に再度調査を行い、漏水からケーブル類を保護できるような対策を行う。」を「漏水対策等の検討結果（別紙3-5）を参考に、漏水からケーブル類を保護できるような対策を考えているが、実施設計時に再度調査を行い、調査結果をもとに対応について本市と協議する。」に修正します。修正は入札公告時の資料に反映する予定です。</p> <p>なお、事業者にて実施した調査結果をもとに、費用負担を含め対応について本市と協議することになります。</p>
4	要求水準書（案）	8	第2	3	(1)	ア		設計・施工業務 2系水処理棟 電気室 空調設備	<p>P.8表2-2に記載されている建築施設2系水処理棟電気室の空調設備更新の内容（更新範囲や仕様）についてご教示ください。</p>	<p>2系水処理棟電気室の空調設備および周りの配管配線はすべて更新とします。仕様は要求水準書に基づき提案してください。</p>

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
5	要求水準書（案）	9	第2	3	(1)	ア	表2-2		再生水設備	「上部の範囲内」とありますが、水路内ゲートは更新対象外として宜しいでしょうか。	本事業内で使用するものについては原則更新対象としており、ゲート設備についても更新対象としてください。
6	要求水準書（案）	9	第2	3	(1)	ア	表2-2		本施設の対象施設と概要（雨天時浸入水対策施設）	雨天時浸入水の処理は、少なくとも二次処理（生物処理）を行うことが必須条件であるとの認識で宜しいでしょうか。	必須ではありませんが、本市は、生物反応槽を通すことが望ましいと考えています。
7	要求水準書（案）	9	第2	3	(1)	ア	表2-2		本事業の対象施設と整備概要	雨天時浸入水対策施設の目的に記載されているように、雨天時浸入水は必ず二次処理を施す必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 6の回答を参照ください。
8	要求水準書（案）	10	第2	3	(2)	ア	(ア)	c	業務範囲	「工事に必要な許認可及び各種申請等の手続き」とありますが、貴市にて実施される申請を具体的に教えてください。	要求水準書（案） 第3 2（4）表3-2 は現在想定される代表的な届出等の一覧であり、届け出内容に応じて、事業者と本市で対応することとなります。
9	要求水準書（案）	12	第2	4	表2-3				事業スケジュール	表2-3に事業スケジュール（参考）として、記載頂いていますが、詳細な事業スケジュール（設計が終了する時期等）は事業者提案によるものでしょうか？	記載の事業スケジュールはあくまで参考であり、詳細は事業者の提案によります。ただし、設計・施工は令和12年3月31日までに完了してください。また、2系の水処理施設の供用及び維持管理業務は令和11年4月1日までに開始してください。
10	要求水準書（案）	12	第2	4					事業期間	事業期間は、2系水処理供用開始後1年経過した令和12年3月31日を予定されていますが、技術提案で工期の短縮を提案した場合、2系水処理施設供用後1年経過した時期が設計・施工期間となるのでしょうか。ご教授願います。	記載の事業スケジュールについて、2系水処理供用開始後の1年間は、場内整備や雨天時浸入水対策施設等の施工を想定しています。これらについても、事業者提案によります。ただし、設計・施工は令和12年3月31日までに完了してください。
11	要求水準書（案）	14	第3	1					立地条件	対象施設の敷地面積は約6.32haとありますが、本事業で対象とする工事範囲（特に場内整備範囲）をご教示いただけないでしょうか。植栽、舗装、側溝、囲障等の工事範囲が不明です。	入札公告時に示します。
12	要求水準書（案）	15	第3	2					関係法令及び基準・仕様等	関係法令、要領・基準、関係仕様書等の「最新版」とは、参加表明書及び資格確認申請書の提出時点の「最新版」と考えて宜しいでしょうか。	原則として、入札公告時点のものです。
13	要求水準書（案）	17～19	第3	2	(3)	イ			土木・建築工事	基準・仕様については土木・建築の2種類の仕様が明示されていますが、39 p 3(1)イに示される土木建築の工事区分によって、準拠する仕様書を分けるといことでしょうか。ご教授願います。	要求水準書（案） 第4 1（10）のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
14	要求水準書（案）	19～20	第3	2	(3)	ウ			土木・建築工事	基準・仕様については土木・建築の2種類の仕様が明示されていますが、39 p 3(1)イに示される土木建築の工事区分によって、準拠する仕様書を分けるといってよろしいでしょうか。ご教授願います。	No. 13の回答をご確認ください。
15	要求水準書（案）	20	第3	2	(3)	エ			機器仕様について	貴市 標準仕様書は適用対象外で、機器仕様は事業者提案によるものとの認識で宜しいでしょうか。	本市標準仕様書は、本事業においては適用対象外ですが、機器の設計においては、下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）や揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）等に準拠した仕様としてください。
16	要求水準書（案）	20	第3	2	(3)	エ	(ア)		一般仕様書 適用年度	下水道設備（機械電気）工事一般仕様書の適用年度は令和4年度と考えます。 一般仕様書の改定内容に伴い、仕様の変更が必要で追加費用が発生する場合は、設計変更対象と考えますが宜しいでしょうか。	No. 12の回答を参照ください。
17	要求水準書（案）	22	第3	2	(4)				各種届出等	福祉のまちづくり条例は適用外という認識で宜しいでしょうか。	本事業に関して留意すべき法令等は事業者の責任で整理してください。
18	要求水準書（案）	22	第3	2	(4)				各種届出等	「建築物等緑化計画届」は貴市の「神戸らしい緑化ガイドライン」に準拠するという認識で宜しいでしょうか。緑化率の指定をご教示ください。その際、敷地全体、事業エリア、工事範囲などの範囲が緑化率の対象となるかについて合わせてご教示ください。	「神戸らしい緑化ガイドライン」に準拠してください。 緑化率や緑化率の対象区域については、届出先と協議してください。
19	要求水準書（案）	25	第3	4	(8)	ア			工程管理及び施工 管理	「事業者はその他の工事や別工事との調整を率先して行う」とありますが、想定されているその他の工事をご教授ください。	現時点では、想定している別工事はありません。しかしながら、本事業の改築対象外の箇所について、今後、本市にて発注する工事等については、工程や施工スペース等の調整の協力をお願いします。
20	要求水準書（案）	26	第3	4	(13)	ア			沈砂・しさの搬出 動線確保	沈砂・しさの搬出动線は、どのルートを選定されているのでしょうか。ご教授願います。	現在の搬出动線の図面を要求水準書（案）の参考資料として追加しますので参考にしてください。詳細は、受注後に必要に応じて協議し決定します。
21	要求水準書（案）	26	第3	4	(13)	ウ			重油・薬品の搬入 ルート	重油・薬品の搬入ルートは、どのルートを選定されているのでしょうか。ご教授願います。	現在の搬入ルートの図面を要求水準書（案）の参考資料として追加しますので参考にしてください。詳細は、受注後に必要に応じて協議し決定します。
22	要求水準書（案）	26	第3	4	(13)	エ			点検動線	点検動線ルートは、どのルートを選定されているのでしょうか。ご教授願います。	現在のおおよその点検動線ルートを示した図面を要求水準書（案）の参考資料として追加しますので参考にしてください。詳細は、受注後に必要に応じて協議し決定します。
23	要求水準書（案）	27	第3	4	(15)	イ			性能試験	性能試験とは、総合試運転を指すのでしょうか。	総合試運転とは、総合的なプラントの機能を確認する試験のことであり、性能試験とは要求水準書等を満足することを確認する試験のことです。なお、このことについて、入札公告時に要求水準書を一部修正する予定です。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
24	要求水準書（案）	28	第3	5					公害防止基準	「ただし、規制値以内であっても、周辺住民の生活環境を損ねることのないようにする。」とありますが、具体的にどのような対応を行うことを想定されておりますでしょうか。通常このような記載を目にすることがありませんので、その趣旨をご教示頂きますようお願いいたします。規制値内におさまっているにもかかわらず、追加の対策が必要となった場合、当該追加対策のために予期せぬ費用負担が生じることを懸念しております。	法令等を遵守していても、第三者から騒音・振動に関して苦情等があることが考えられるため、その場合は事業者に誠実な対応を求めるものです。
25	要求水準書（案）	30	第3	6	(2)				交通安全対策	1期側用地と2期側用地間の道路について、通行止め等に関する制約事項はありますでしょうか。	実施設計において、関係機関との協議により決定します。 なお、当該道路は大型貨物自動車等通行止めとなっています。
26	要求水準書（案）	31	第4	1	(1)				計画汚水量	こちらに示された計画汚水量を超過する流入水量となった場合の費用増大に関するリスクは、貴市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。実施方針（案）別紙2のリスク分担表のNo.74では上述のように理解できますが、念のため質問させていただくものです。	ご理解のとおりですが、詳細については入札公告時に示します。
27	要求水準書（案）	31	第4	1	(1)				計画汚水量	「雨天時計画汚水量については、・・・変更になる可能性がある」とありますが、これは令和4年4月の入札公告時には変更の有無が明らかになるという理解でよろしいでしょうか。事業者が技術検討を行う上で、当該雨天時計画汚水量は最も基礎的な条件になるため早期に明確化頂きたいをお願いします。	技術提案における雨天時計画汚水量は、入札公告時に示すものを用いてください。
28	要求水準書（案）	31	第4	1	(1)				雨天時計画汚水量	事業計画/計画汚水量のうち、雨天時水量19,300m ³ /日の記載がありますが、2系水処理施設において、この水量を処理可能最大水量として今回設計・建設してもよろしいでしょうか。	2系水処理施設は、晴天時の日最大汚水量を基に設計してください。雨天時においては、No.93,94の回答を参照ください。
29	要求水準書（案）	31	第4	1	(1)				2系ポンプ棟 (土木・建築)	2系汚水ポンプ台数は、P.17に示された基準、仕様等（ア 共通）のうち、（エ）下水道施設計画・設計指針と解説に基づき、予備機1台を設けることと認識しております（（コ）揚排水ポンプ設備技術基準・同解説では予備機無し）。 従いまして、全体計画での2系汚水ポンプ台数は、雨天時時間最大計画汚水量50,260m ³ /日に対し、予備機1台を含めた5台との認識でよろしいでしょうか。 (基本設計報告書（土木）-施設編- 4-10より、将来計画で必要なポンプ台数は5台)	本市基本設計報告書（機械）の2系汚水ポンプ台数の考え方については、ご理解の通りです。ただし、本事業は汚水ポンプ棟の建設も含めたDBO事業であるため、ご提案の内容に必要な台数・能力で設定していただいで結構です。
30	要求水準書（案）	31	第4	1	(1)				2系ポンプ棟 (土木・建築)	雨天時計画汚水量について、貴市が行う関係機関との協議の結果により変更となった場合は、設計変更対象との認識で宜しいでしょうか。	入札公告後に本市の事由により変更した場合はご理解のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
31	要求水準書（案）	31	第4	1	(1)				2系ポンプ棟 (土木・建築)	雨天時計画汚水量について、貴市が行う関係機関との協議に基づく計画変更予定時期をご提示ください。	No. 27, 30の回答を参照ください。
32	要求水準書（案）	31	第4	1	(2)				計画流入水質	雨天時の計画流入水質は御開示いただけますでしょうか。	本事業において、雨天時浸入水により流入水量が増加したとしても、総負荷量は晴天時と同等であると考えます。
33	要求水準書（案）	31	第4	1	(2)				計画流入水質	施設設計をするにあたり雨天時の計画流入水質についてご提示ください。	No. 32の回答を参照ください。
34	要求水準書(案)	31	第4	1	(2)				計画流入水質 T-N	要求水準書6頁の現況水質では過去2年今回計画の35mg/Lを超えています。濃度は低下傾向ということが良いでしょうか。	施設設計については、計画流入水質の数値を基に設計してください。T-N濃度については、直近3年間の実績を示しておりますが、あくまで参考であり、T-N濃度が低下傾向であることを示すものではありません。
35	要求水準書（案）	31	第4	1	(2)				計画流入水質	こちらに示された計画流入水質を超過する流入水質となった場合の費用増大に関するリスクは、貴市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。実施方針（案）別紙2のリスク分担表のNo. 75では上述のように理解できますが、念のため質問させていただきます。	ご理解のとおりですが、詳細については入札公告時に示します。
36	要求水準書（案）	31	第4	1	(2)				計画流入水質及び 計画放流水質	雨天時浸入水対策施設を設計・建設するために必要なため、雨天時計画汚水量流入時における流入水質をご教示ください。また、その際遵守すべき計画放流水質についてもご教示ください。	No. 32, 37の回答を参照ください。
37	要求水準書（案）	31	第4	1	(3)				計画放流水質	雨天時の計画放流水質は御開示いただけますでしょうか。	放流水質は、要求水準書（案）第5 3 表5-1に示す遵守基準のとおりです。貯留以外の方法により13,300m ³ /日以上の水処理を行う場合は、当該基準を目指した雨天時浸入水対策施設の整備や運転管理の工夫を提案ください。なお、提案内容の実施により処理水質が当該基準を超えた場合は、その後の対応について本市と協議するものとします。これについて、要求水準書（案）第4 4（9）のイ③及びウ③を削除します。修正は入札公告時の資料に反映する予定です。
38	要求水準書（案）	31	第4	1	(3)				計画放流水質	施設設計をするにあたり雨天時の計画放流水質についてご提示ください。	No. 37の回答を参照ください。
39	要求水準書（案）	31	第4	1	(3)				計画放流水質	雨天時流入水の影響による条件の緩和はありますでしょうか。	No. 37の回答を参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
40	要求水準書（案）	32	第4	1	(6)	ア			本処理場の運用	「流入下水量の全量を2系水処理施設で処理する」とありますが、全量とは最大13,300m ³ /日とのことでしょうか。 それ以上流入する汚水は、1系汚水調整池でピークカット運転しなければならないのでしょうか。 例えば、2系水処理施設において、それ以上の処理能力を有する設備を設計・建設することは可能でしょうか。	「流入下水量の全量」とは、「流入する下水の全量」を示しており、晴天時最大汚水量を示すものではありません。晴天時最大汚水量とは、年間を通して、晴天時に流入する1日あたりの汚水量の最大値を示しており、晴天時において、本水量を越える流入は想定しておりません。また、晴天時における1系汚水調整池のピークカット運転とは、流入下水の時間変動によるピークをカットし、水処理への流入量を調整する運転のことです。よって、晴天時に、晴天時最大汚水量以上の能力を有する設備の設計・建設は不可です。
41	要求水準書（案）	32	第4	1	(6)	イ	(ア)		本処理場の運用	雨天時浸入水対策を講じなければならないのは「降雨時」かつ「13,300m ³ /日」を上回る場合でしょうか。前述アにおいて、「ピークカット運転を行う」とあります。晴天時と雨天時において、13,300m ³ /日を上回る場合の処理フローを別にすることがある、との理解でよろしいでしょうか。	雨天時浸入水対策を講じなければいけない条件については、ご理解の通りです。ただし、晴天時における1系汚水調整池のピークカット運転とは、No.40の回答のとおりですので、13,300m ³ /日を上回る場合の処理フローについては、雨天時のみの想定で結構です。
42	要求水準書（案）	33	第4	1	(8)				アスベスト対策	実施設計において、既設資料に基づく改築更新施設のアスベスト対策の検討以外は、設計変更対象との認識で宜しいでしょうか。（調査、分析、除去に必要な仮設を含む対応費用など）	事業者による実施設計での調査の結果、アスベスト対策が必要であると判明した場合は、必要な措置について本市と協議のうえ、設計変更対象とします。なお、実施設計完了後に事業者の調査の不備等により追加になったものは、設計変更の対象になりません。
43	要求水準書（案）	33	第4	1	(11)				地震に対する安全性の確保	「既存処理場の施設の改造を行う場合は、建設当時の構造計算書を確認の上、・・・必要に応じた対策を実施する。」とありますが、対象は既存処理場のうち「2系水処理躯体」と考えて宜しいでしょうか。	既存処理場とは、要求水準書（案）第13で定義するのとおりです。
44	要求水準書（案）	34	第4	2	(1)	エ			土木施設に関する要件 一般事項	不等沈下について、事業者で「必要な対策を検討し各施設・設備の設計へ反映する」とのご記載ですが、不等沈下の進行に対して事業者が負うべき瑕疵を明確にご指示ください。	地盤自体の不等沈下が進行することに対して事業者が負うべき瑕疵はありません。実測データ等を基に、今後想定される地盤の不等沈下の進行に対して、事業者が施設側で合理的な対策を講じ、継続的な運転が可能となるように施設設計することを求めています。
45	要求水準書（案）	34	第4	2	(1)	エ			土木施設に関する要件 一般事項	「各施設の接続部については、沈下が進行した場合においても構造的な弱点となることのないようにする。」とありますが、「構造的な弱点とならない」の意味合いは、「当該施設が沈下し、勾配に変動が生じても、可とう継手により構造的な破損を防ぎ、性能は低下するものの、流下機能を果たすことが出来る状態であれば問題ない」との解釈で宜しいでしょうか。	不等沈下への対策は個別様式にて具体的な技術提案を求める予定の事項であるため、「構造的な弱点」を作らないための具体的な施策は事業者の提案によります。ただし、ご質問文に記述頂いている解釈の概念に問題はありません。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
46	要求水準書（案）	34	第4	2	(1)	エ			<p>「沈下調査結果及び将来傾向を考慮の上」とありますが、敷地内全体が沈下するという前提で、任意地点における最大予測沈下量（絶対沈下量）ではなく、1期側用地内、2期側用地内、1期側用地及び2期側用地間の各地点の最大予測沈下量の差分（相対沈下量）を考慮した沈下対策を検討するという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>資料3-1の沈下予測では、1期側用地内の1系処理棟（測定地点A）の最小沈下量(141mm)と2期側用地内の2系処理棟（測定地点B及びC）の最大沈下量(358mm)との沈下量の差は(217mm)ありますが、1期側用地内の1系処理棟の測定値Aの最大沈下量(286mm)と最小沈下量(141mm)の差分は(145mm)で、2期側用地内の2系水処理棟の測定値Bの最大沈下量(358mm)とCの最小沈下量(314mm)の差分は(44mm)です。</p> <p>従って各用地毎に今後沈下が進行すると、必要な沈下対策で考慮すべき（相対沈下量）は、1期側用地内の構造物間の沈下量差は（最大145mm）、2期側用地内の構造物の沈下量差は（最大44mm）、1期側用地と2期側用地の構造物の沈下量差は（217mm）、の3つの沈下量を考慮し、また、この数値をそれぞれこえる沈下が発生し、構造物の破損や性能確保が困難となった場合は不可抗力と考えると、事業者責任外と考えますが宜しいでしょうか。</p>	<p>不等沈下への対策は個別様式にて具体的な技術提案を求める予定の事項であるため、具体的な施策は事業者の提案によります。</p> <p>ただし、ご質問文の地盤沈下に対して記述頂いている解釈の概念に問題はありません。</p>	
47	要求水準書（案）	34	第4	2	(1)	カ		土木施設に関する要件 一般事項	<p>アルゼンチリアリについては、実施した調査により生息が確認された場合、対応に要する費用については貴市の負担とし、工期については協議いただけるものと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>要求水準書のとおりです。</p> <p>なお、本市と対応を協議した上、設計変更の対象となる場合があります。</p>	
48	要求水準書（案）	35	第4	2	(2)	ウ		土木施設に関する要件 事前調査	<p>事業者にて必要に応じて事前調査を行ったのち、別紙3-3及び別紙3-4に示す以外の地下埋設物が確認された場合、提示内容と異なる場合や工事中に新たに発見された場合は、対応に要する費用については貴市の負担とし、工期については協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。</p> <p>また、2系水処理棟施工時の土留め等は残置されていないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>本市と対応を協議した上、設計変更の対象となる場合があります。なお、要求水準書（案）の参考資料を追加しますので参考にしてください。</p>	
49	要求水準書（案）	35	第4	2	(2)	エ		土木施設に関する要件 事前調査	<p>本事業の敷地については、土壌汚染されていないものと考えて宜しいでしょうか。埋め立てに使用した土砂の成分などが分かる地歴情報をご教示ください。</p>	<p>土壌汚染対策法に規定される面積を超える掘削を行う場合は、土壌汚染調査の対象となる場合があります。土砂の成分などが分かる地歴情報はありません。なお、要求水準書（案）の参考資料を追加しますので参考にしてください。</p>	

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
50	要求水準書（案）	36	第4	2	(4)	イ	(ア)		第2期流入管	別紙3-6では、港島1号污水幹線及び港島南1号污水幹線が合流する会所の西側（港島クリーンセンター側）に人孔を設けている計画になっておりますが、場合によっては港島クリーンセンター敷地内に入つての工事は可能と考えても宜しいでしょうか。	事業者の施工計画により隣接する旧港島クリーンセンター敷地内の既存施設が支障となる場合、その施設の移設・撤去・復旧等について施設管理者との協議が必要となります。なお、施設を移設する際には、指定業者への委託工事となる可能性があります。
51	要求水準書（案）	36	第4	2	(4)	イ	(イ)		第2期流入管	「施工に関しては処理場の運転に極力影響を与えないように計画する」とありますが、第2期流入管を既設管路へ割り込み（仮設配管）接続する場合、既設管の余裕率が減少します。ただし、計画水量は確保しつつ運転への影響が少なくなるように検討しますので、日間変動や年間変動の水量データをご提示ください。 また、想定の間最大汚水量0.432m ³ /sに対して、余裕率0以上として仮設配管を計画した場合、ゲリラ豪雨等で短時間に下水流量が増大した場合の、上流側の下水管の貯留能力（貯留量）にどのくらい余裕があるのかご教示ください。	日間変動や年間変動のデータを要求水準書（案）の参考資料として追加しますので参考にして下さい。 変動データをもとにリスクが少なくなるような水替え計画をして下さい。
52	要求水準書（案）	36	第4	2	(4)	イ			第2期流入管	第2期流入管の接続位置として、別紙3-6記載の港島1号污水幹線及び港島南1号污水幹線が合流する会所は参考であり、接続位置は事業者提案によるものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書（案）	36	第4	2	(4)	イ			第2期流入管	別紙3-6記載の港島1号污水幹線及び港島南1号污水幹線が合流する会所は、隣接境界との離隔が小さいものと認識しています。 （基本検討報告書（土木）-管路編- 1-27, 1-28より） 当工事を行う上で、旧クリーンセンター敷地への入場、敷地境界部に設置されている配管類の撤去は可能でしょうか。	No. 50の回答をご確認ください。
54	要求水準書（案）	36	第4	2	(3)	イ	(イ)		運用開始後の沈下	水張り後、躯体荷重が大きく増えますが、仮に運用開始後に不等沈下が発生した場合、対応はどのようにお考えでしょうか。	不等沈下への対策は個別様式にて具体的な技術提案を求める予定の事項であるため、具体的な施策は事業者の提案によります。 また、重量についてはどのような設備を設置するのにも左右されるため、運用開始後の沈下が想定される場合は合理的な対策を講じ、継続的な運転が可能となるように適切な設計計画を行ってください。
55	要求水準書（案）	36	第4	2	(3)	イ	(ウ)		躯体の漏水	躯体水張り後に判明する漏水箇所の止水補修は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	本事業での対応を想定しており、本市との協議により対応を決定します。
56	要求水準書（案）	36	第4	2	(3)	イ	(ウ)		土木構造物/2系水処理棟	「～調査結果について本市と協議する。」とありますが、協議の結果、事業者側で処置が必要となった場合の費用は設計変更対象としていただけるとの理解で宜しいでしょうか。 もしくは、当該費用は貴市ご負担との理解で宜しいでしょうか。	費用負担も含め、本市との協議により対応を決定します。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
57	要求水準書（案）	36	第4	2	(3)	イ	(ウ)		2系水処理棟	クラック調査等の範囲や調査項目をご教示願います。また、調査結果に応じた補修検討も必要でしょうか。現状のクラック範囲が不明なため、補修費用は貴市の負担とし、工期については協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	要求水準書（案） 第4 2 (3) イ (ウ) の「躯体築造から20年以上経過していることから、クラック調査等を事前に行い、調査結果について本市と協議する。」を「躯体築造から20年以上経過していることから、水槽、水路及び配管廊等についてクラック調査等を事前に行い、調査結果をもとに対応について本市と協議する。」に修正します。修正は入札公告時の資料に反映する予定です。 なお、入札公告後に現地見学の機会を設けますので、劣化状態は現地見学にて確認した結果にて、調査内容及び数量をご提案下さい。
58	要求水準書（案）	36	第4	2	(3)	イ	(エ)		土木構造物/2系水処理棟	「～現地調査を行い、必要な措置等について本市と協議する。」とありますが、協議の結果、事業者側で措置等を実施となった場合の費用は設計変更対象としていただけるとの理解で宜しいでしょうか。もしくは、当該費用は貴市ご負担との理解で宜しいでしょうか。	費用負担も含め、本市との協議により対応を決定します。
59	要求水準書（案）	36	第4	2	(3)	イ	(エ)		2系水処理棟	防食調査の範囲をご提示ください。また、補修が発生する場合は、貴市の負担とし、工期については協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	入札公告後に現地見学の機会を設けますので、防食の状態は現地見学にて確認した結果にて、調査内容及び数量をご提案下さい。
60	要求水準書（案）	36	第4	2	(3)	イ	(エ)		土木構造物/2系水処理棟	現地調査を行った時点では劣化がみられず、本事業期間中に劣化し、更新が必要となった場合の費用は貴市ご負担との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案） 第4 2 (3) イ (エ) の「必要な措置等について本市と協議する。」を「調査結果をもとに対応について本市と協議する。」に修正します。また、要求水準書（案） 第5 5 (18) に「エ 既存の防食塗装の更新は不要と考えるが、適切な維持管理が行われているという前提で維持管理期間中に異常が認められた場合は本市と協議すること。」を追記します。修正は入札公告時の資料に反映する予定です。
61	要求水準書（案）	37	第4	2	(5)	ア			仮設一般事項	工事中の排水は、どこへ放流すればよろしいのでしょうか。ご教授願います。	関連法令を遵守のうえ、事業者の施工計画によります。
62	要求水準書（案）	37	第4	2	(4)	ウ	(ア)		土木施設に関する要件 管路施設	導水渠は2系ポンプ棟と2系水処理棟のどこに接続するのでしょうか。	導水渠は2系水処理棟の着水井に接続してください。詳細は2系水処理棟の竣工図を確認のうえ、ご提案ください。
63	要求水準書（案）	37	第4	2	(4)	ウ	(ウ)		土木施設に関する要件 管路施設	「縦断方向に不等沈下を生じさせないようにするとありますが、不等沈下自体は発生すると考えられません。導水渠の機能を満足させる計画という解釈で宜しいでしょうか。	例えば、可とう継手等、あえて変位を吸収させる性質の施設を配置する設計計画を行う場合等は解釈の概念に問題はありませぬ。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
64	要求水準書（案）	38	第4	2	(6)	ウ	(ア)		土木施設に関する要件 場内施設	雨水排水として接続する都市局所管のマンホールには、場内施設の雨水排水を処理できる能力があるものと理解して宜しいでしょうか。	現況敷地で一般的な自然流下の雨水排水設備を想定した場合は能力不足は発生しないものと考えております。
65	要求水準書（案）	39	第4	3	(2)	イ	(ア)		車両動線	搬出入している各車両の仕様をご教示ください。	この記述は今回工事によって供用開始する水処理施設及びポンプ棟に関する搬出入を想定しておりますので、事業者の提案によります。
66	要求水準書（案）	39	第4	3	(1)	コ			一般事項	「水質試験を行うための環境」とありますが、どのようなものを想定されますか。	別紙4-1「（参考）水質等計測要領書」に定める試験の他、事業者が自主的に行う運転管理に必要な水質試験を行うために必要となる環境です。
67	要求水準書（案）	40	第4	3	(3)	キ			建築計画基本方針	「メンテナンス用に吊フック又は丸環等を必要な個所に設置すること」とありますが、メンテナンス時に使用しない場合、設置なしとして宜しいでしょうか。	設置してください。
68	要求水準書（案）	41	第4	3	(10)	ア	(ア)		設計基準	空調熱負荷算出時の設計外気温は「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準令和3年版」の「設計用屋外条件」による神戸の条件（夏季〇〇℃、冬季〇〇℃）を使用するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書（案）	41	第4	3	(5)	イ			断面計画	浸水区画、防水区画とはどのような区画（要求性能）と考えればよいでしょうか。	沈砂池が冠水した場合でも揚水機能が喪失することがないようにするための区画であり、揚水に必要な設備に影響が出ないよう、水密性の高い壁面の採用や、防水扉の設置等が考えられます。具体の性能は、提案いただき、本市と協議のうえ、決定します。
70	要求水準書（案）	41	第4	3	(4)	オ	(エ)		搬出室	床面の仕上について「将来滑り止めの研磨再生が出来るよう、十分な厚みをもたせ、伸縮目地についても研磨を考慮」とありますが、「伸縮目地を研磨する」とはどのような処置方法でしょうか。伸縮目地を研磨すると修復できないと考えますので、カット目地を施すものと考えて宜しいでしょうか。	この要求水準書の記述は「伸縮目地を研磨する」のではなく、「滑り止め機能の研磨再生に際し、伸縮目地部分が支障とならないように考慮する」との主旨です。
71	要求水準書（案）	41	第4	3	(4)	コ	(イ)		搬出入室	床搬入開口蓋がPC蓋となっていますが、強度・安全性に問題なければ鋼製蓋としてもよいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
72	要求水準書（案）	42	第4	3	(4)	ケ			事務室等	2系ポンプ棟に配置する事務室や作業員控室等は、事業者のみが使用することを前提とし、スペースを検討しても宜しいでしょうか。（貴市関係者は1系施設の利用を想定）	事務室や控室は、事業者のみが使用することを前提として構いません。ただし、本市職員数名への業務報告等を行う部屋を設けてください。なお、本市職員が1系施設を利用するかは未定です。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）	
73	要求水準書（案）	43	第4	3	(5)	イ			防水区画のポンプ仕様	2系汚水ポンプの本体及び電動機設置エリアを防水区画と考えた場合、ポンプ形式を2床式とすることは必須でしょうか。 (基本設計図（機械設備編）2系ポンプ棟 断面図（図面番号17）2系汚水ポンプは2床式で記載されています。)	必須ではありません。	
74	要求水準書（案）	44	第4	3	(7)	ア	(カ)		設計基準	「建築設備の安全性の目標として、重要度の高い機器は、機器本体の耐震仕様及び据付部の設計用耐震標準震度の扱いに留意する。」とありますが、耐震クラスAと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
75	要求水準書（案）	46	第4	3	(10)				建築機械設備計画	事業範囲は、2系ポンプ棟のみとの認識で宜しいでしょうか。 (1系側は既設流用で事業範囲外)	本項は、2系ポンプ棟および2系水処理棟に対する記載ですが、1系側は、提案内容によっては、事業範囲となります。	
76	要求水準書（案）	47	第4	3	(10)	ウ			給水設備工事	給水管既設取合箇所をご教示ください。	上水については、2期側用地の西側歩道に埋設している神戸市水道管、再生水については、砂ろ過棟地下1階及び1階にあるトイレ用配管から引込み可能と考えておりますが、詳細については、協議により決定します。	
77	要求水準書（案）	49	第4	3	(11)	イ	(カ)		盤仕様	盤の構造は、「下水道設備（機械・電気）工事一般仕様書」内の第4章 第2項 配電盤・制御盤等に準ずる。とありますが、箱体、扉共 板厚2.3t、保護板（取付の場合）の板厚1.6tに仕様変更として宜しいでしょうか。	要求水準書（案） 第4 3 (11) イ(カ)は、削除します。 修正は入札公告時の資料に反映する予定です。	
78	要求水準書（案）	50	第4	3	(11)	ウ	(ア)	c	盤仕様	盤仕様（各設備共通）参照とありますが、箱体、扉共 板厚2.3t、保護板（取付の場合）の板厚1.6tに仕様変更してよいでしょうか。	No. 77の回答を参照ください。	
79	要求水準書（案）	50	第4	3	(11)	ウ	(ア)	g	(c)	設計基準	「汚染・腐食の恐れが予想される場所及び屋外器具には、光触媒塗装（クリアー）を施す。」とありますが、メーカー製品がありません。設置場所に適した照明器具の選定を事業者提案として宜しいでしょうか。	提案する場合は、優位性等を明確に示してください。なお、選定に際しては、本市との協議によります。
80	要求水準書（案）	51	第4	3	(11)	エ			電話設備	「～既存設備の連携方法について本市と協議を行い～」とありますが、既存設備との連携配線他は本工事外との理解で宜しいでしょうか。	本工事対象です。	
81	要求水準書（案）	52	第4	3	(11)	エ	(オ)	e	設計基準	「機種を選定にあたっては、既存電話交換機仕様に対応する最新機種とする。」とありますが、機種選定のため、既設電話交換機の仕様をご教示ください。	必要な仕様は、実施設計業務時に確認してください。なお、既設電話交換機の型式は、CX256MS（日立製作所製）です。	
82	要求水準書（案）	52	第4	3	(11)	オ			放送設備（一般）	「～既存設備の連携方法について本市と協議を行い～」とありますが、既存設備との連携配線他は本工事外との理解で宜しいでしょうか。	本工事対象です。	

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
83	要求水準書（案）	53	第4	3	(11)	オ	(ア)	g	設計基準	「アンプの出力は本施設全体の容量を満たすこと。」とありますが、機種選定のため、必要アンプ出力をご提示ください。また、必要放送回線数やペー징回線数その他必要なものをご教示ください。	アンプ出力や放送回線数、ペーjing回線数など必要となる仕様は、実施設計業務時に検討ください。なお、既存放送設備のアンプ出力は180Wです。
84	要求水準書（案）	53	第4	3	(11)	キ			自動火災報知設備	「～既存設備の連携方法について本市と協議を行い～」とありますが、既存設備との連携配線他は本工事外の理解で宜しいでしょうか。	本工事対象です。
85	要求水準書（案）	55	第4	4	(1)	オ			1系施設について	既設1系施設において、事業費低減のため、使用する設備に関連する機器・配管・基礎類は事業者判断で既設流用としても宜しいでしょうか。	本事業において使用する機器については更新とし、配管については、更新する機器周りの取り合いまでを更新とします。機器基礎類については既設流用は認めません。
86	要求水準書（案）	56	第4	4	(7)	ア			全体計画における処理方式及び設備能力	「～全体計画を踏まえ、機器及び配管類の増設又は更新を考慮した設備の配置とする。」との記載がありますが、基本設計報告書（機械設備）3-29の設備容量計算では事業計画と全体計画の機器台数が同じです。 2系水処理設備については、将来建屋を増設予定で、今回事業範囲の2系水処理設備エリアには増設スペースは不要との理解で宜しいでしょうか。	本記述は、全体計画時、2系水処理建屋の増設等が発生する可能性を考慮し、配管の延長が容易にできることや、導線を妨げないような機器配置に留意することを意味します。
87	要求水準書（案）	56	第4	4	(7)	オ			2系水処理設備	「～事業者による契約後の事前調査の結果、～本市との協議による。」とありますが、協議の結果、事業者側で対応が必要となった場合の費用は設計変更対象としていただけるとの理解で宜しいでしょうか。 もしくは、当該費用は貴市ご負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書（案）	56	第4	4	(7)	カ			生汚泥及び余剰汚泥の夾雑物処理	既設汚泥圧送施設内の既設スカムスクリーン等で処理するものとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準書のとおり、生汚泥及び余剰汚泥については、汚泥中の夾雑物を事前に処理した状態で汚泥圧送施設まで圧送することを求めています。本市では、生汚泥は、配管中に設置するインライン型のし渣破砕機、余剰汚泥は、生物反応槽の流入時に担体用としてスクリーンを設置することを想定しています。よって、本市としては、既設スカムスクリーンの使用は想定しておりません。
89	要求水準書（案）	56	第4	4	(8)	ア			再生水設備更新	更新工事中は1系列運転となるため再生水生産量が半分となりますが問題ないでしょうか。	再生水生産量について、施工に係る減少期間ではできる限り短期間とし、施工時期については、本市監督員と十分に協議を行い、決定するようにしてください。なお、施工時期については、再生水使用量のデータを要求水準書（案）の参考資料として追加しますので参考にしてください。
90	要求水準書（案）	56	第4	4	(8)	ウ			再生水のトイレ用水使用	2系トイレ用水を給水する際の、既設再生水配管取合点をご提示ください。	No76の回答を参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
91	要求水準書（案）	57	第4	4	(9)	ア	③		雨天時浸入水対策施設	「雨天時浸入水対策施設への送水用として所用能力のポンプを設置する」とありますが、送水ポンプの設置場所にご指定はありますでしょうか。また、1系と2系の間の汚水を送水するために、現存の配管で流用できる配管はありますでしょうか。	雨天時浸入水対策施設への送水ポンプの設置場所に指定はありません。また、1系と2系の間を送水するための専用の配管はありません。ただし、事業者提案により、現存の配管を流用してもかまいません。
92	要求水準書（案）	57	第4	4	(9)	ア	④		雨天時浸入水対策施設	「貯留した汚水は、晴天時に2系水処理施設で処理し」とありますが、1系貯留施設から2系水処理施設に送水する設備（送水ポンプ・配管）は現存するのでしょうか。	1系貯留施設から2系水処理施設に送水する設備（送水ポンプ・配管）はありません。
93	要求水準書（案）	57	第4	4	(9)	ア			雨天時浸入水貯留施設の必要容量	雨天時浸入水貯留施設の必要容量は、計画雨天時浸入水量の24時間分とし、6,000m3を確保するものとの認識で宜しいでしょうか。（基本設計報告書（機械設備）2-60より）	基本設計報告書（機械）の検討内容としてはご理解のとおりですが、貯留施設としての必要貯留量は、各事業者の提案内容により異なります。
94	要求水準書（案）	57	第4	4	(9)	ウ	①		雨天時浸入水対策施設	「2系水処理施設とは別に独立した施設整備（高速ろ過設備等）を行ってもよい」とありますが、2系水処理施設と独立させず、共用させる施設整備を行うことは可能でしょうか。	共用することは可能ですが、あくまで晴天時の水処理能力は、晴天時最大汚水量を基に設計してください。雨天時の施設整備により、晴天時の水処理能力が晴天時最大汚水量を超えることは認められません。
95	要求水準書（案）	57	第4	4	(9)	ウ	②		雨天時浸入水対策施設	「晴天時最大汚水量13,300m3/日以上の水処理を行う場合は、全量砂ろ過処理を必須としない」とあります。13,300m3/日超過分について、雨天時浸入水対策施設にて処理し、二次処理（生物反応槽での処理）を行わず、また砂ろ過処理を行わずに放流してもよい、との解釈してもよろしいでしょうか。その際、遵守すべき放流水質は13,300m3/日であると解釈してもよろしいでしょうか。	晴天時最大汚水量13,300m3/日以上の水処理を行う場合は、超過分かどうかにかかわらず、全量砂ろ過処理を必須としません。ただし、せせらぎや場内用水、再生水等の必要な水量については、砂ろ過水を確認してください。放流水質についても、超過分かどうかに関わりません。その他は、No.6,37の回答を参照してください。
96	要求水準書（案）	59	第4	5	(3)				自家発電設備について	今回設置する自家発電設備について、常用発電機とするのか、非常用発電機とするのかは事業者提案によるものとしてよろしいでしょうか。	関係法令を遵守の上で、提案可能です。
97	要求水準書（案）	61	第4	5	(7)	イ	(イ)		監視制御設備	神戸市様職員がモニタリングを目的として外部からweb方式等で監視可能な構成とするとの記載がありますが、事業者においても外部（ポートアイランド場外）から監視可能なシステムを構築してもよろしいでしょうか。	提案可能です。ただし、十分なセキュリティ対策を講じること及び事業者が有する資産として構築することを求めます。
98	要求水準書（案）	62	第4	6	イ	(ウ)			総合試運転と供用開始について	総合試運転完了後に行う「汚水通水による馴致立上げ運転」の開始が「供用開始」と考えて宜しいでしょうか。	維持管理の開始が供用開始です。供用開始までに汚水通水による馴致立上げ運転を行い、引渡しを完了してください。
99	要求水準書（案）	62	第4	6	イ	(ウ)			2系水処理施設からの処理水放流開始時期	総合試運転開始以降、既存砂ろ過施設を経由した2系水処理施設の処理水放流が可能となるのは、汚水通水による馴致立上げ運転の開始時点からと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所							質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
100	要求水準書（案）	64	第5	3	(1)					表5-1 (参考) 管理基準	(参考) 管理基準の意味合いをご教示ください。管理基準を超過した場合であっても、遵守基準を超過していなければ要求水準未達とはならない、という理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
101	要求水準書（案）	64	第5	3	(2)					汚泥性状について	送泥汚泥濃度について、管理基準の確認用に汚泥圧送設備で既設汚泥濃度計等があるのでしょうか。	濃度計はありません。
102	要求水準書（案）	64	第5	3	(2)から (4)					管理基準	(2)～(4)については管理基準に「参考」の記述 および「遵守基準」の提示がありません。これらの数値については、管理基準を超過 或いは 範囲外となった場合に要求水準未達となる、という理解で宜しいでしょうか。それとも、これらにも別途「遵守基準値」が提示されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
103	要求水準書（案）	66	第5	4	(5)	ア				ストックマネジメント計画	「事業者は必要な情報の収集に協力する」とありますが、具体的にはどういった作業協力を想定されていますでしょうか。基本的に事務作業への協力で、現場での調査業務の協力ではないと考えて宜しいでしょうか。	事業者による点検結果や修繕の履歴等、施設・設備の状態がわかる情報の整理を想定しています。
104	要求水準書（案）	67	第5	4	(6)	オ				ストックマネジメント計画	貴市が策定するストックマネジメント計画は、維持管理業務の開始前にはご開示頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書（案）	67	第5	4	(6)	オ				ストックマネジメント計画	応札段階での修繕計画は、応札者グループが想定する計画でよいでしょうか。（貴市による初回のストックマネジメント計画が未策定のため）	修繕計画は、事業者が計画するものです。修繕計画の立案においては、本市が策定しているストマネ計画（別紙4-5）をもとに立案してください。
106	要求水準書（案）	68	第5	5	(7)	ア				目標耐用年数について	別紙4-5の目標耐用年数記載箇所をご教示ください。	別紙4-5を参照ください。
107	要求水準書（案）	68	第5	5	(7)	ウ				目標耐用年数	目標耐用年数を超過した時点で、委託レベル2に変更するとの記載がありますが、目標耐用年数は神戸市様の設定する目標との解釈でしょうか？その場合、各施設・設備毎の目標耐用年数はご教示頂けますか？	目標耐用年数は本市で設定した目標です。具体的な年数は、要求水準書（案）の参考資料を追加しますので参考にご覧ください。
108	要求水準書（案）	71	第5	5	(13)	イ	(7)			事業者が調達するもの	電力については、クリーンセンターの発電電力の融通などの予定はなく、全量を事業者が調達するという理解で宜しいでしょうか。また、ユーティリティの調達先については上水を除き事業者が自由に選択できると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の要求水準書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	内容	回答（案）
109	要求水準書（案）	73	第5	5	(15)	エ	(エ)		見学者対応	見学当日の対応について、ご指定はありますでしょうか。（説明員1名当たりの見学者数、説明時間、現場案内時間） 多頻度・多人数の見学者数ですのでご教示ください。	特に指定はありません。 以下に現在の対応方法を示しますので、ご参考ください。 説明員1名あたりの見学者数は20名程度、一度に受け入れる見学者数は最大で50名程度です。見学時間は、会議室でのビデオ視聴による説明が30分程度、現場案内が40分程度です。
110	要求水準書(案)	74	第5	4	(16)	イ	(ア)	b	引継業務	「次期事業者から、本市の承諾を得た改善要求書が提出された場合」とは、どのような状況を想定していますでしょうか。	引継ぎ時における施設機能の確認において、事業者の責に帰すると判断される支障がある場合を想定しています。
111	要求水準書(案)	74	第5	4	(16)	イ	(ア)	d	引継業務	「次期事業者に対して、別途技術指導を要する場合」とは、どのような状況を想定していますでしょうか。また「事業者との次期事業者双方でその費用を負担する」場合、費用負担割合はどのように決められるのでしょうか。	前段は、要求水準書（案） 第5 5（16）イ（ア）bに記載の必要な措置を講じたことにより、（16）ア（イ）にて提供した引継事項及び技術指導に対して追加が生じた状況を想定しています。 後段は、対応が生じた内容及び要因によって事業者と次期事業者の間での協議により決定することを想定しています。
112	現地見学会								既存施設	外壁塗装や外壁クラックなど複数の劣化部分を見受けられましたが、本事業においてはこれらの補修は対象外という理解で宜しいでしょうか。	既存施設の外壁劣化部分の補修については本事業の対象外という認識で問題ありません。
113	現地見学会								車庫	車庫の撤去範囲を具体的にご提示ください。 また、車庫の撤去により前面排水溝も撤去になりますが、復旧の要否についてご教示ください。	車庫はすべて撤去することを想定しています。なお、車庫の復旧は不要ですが、撤去跡については計画してください。